

京都市告示第 542 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 18 年 3 月 24 日

京都市長 梶 本 頼 兼

名 称	種 別	起 終 点 点
上中燈明縄手水 2 号	農業用水路等	京都市右京区京北上中町燈明縄手 1 番 4 同町燈明縄手 1 番 4
上中燈明縄手水 3 号	農業用水路等	京都市右京区京北上中町燈明縄手 7 番 8 同町燈明縄手 7 番 8
弓削中南部地区 農業集落排水路 1 号	農業用水路等	京都市右京区京北上中町城下町 76 番 同町城下町 76 番
弓削中南部地区 農業集落排水路 2 号	農業用水路等	京都市右京区京北上中町城下町 81 番 同区京北下中町新西石原 10 番
弓削中南部地区 農業集落排水路 3 号	農業用水路等	京都市右京区京北下中町新七町田 4 番 同区京北下弓削町掛上り 12 番
弓削中南部Ⅱ地区 農業集落排水路 1 号	農業用水路等	京都市右京区京北井崎町上 16 番 同町上 16 番
弓削中南部Ⅱ地区 農業集落排水路 2 号	農業用水路等	京都市右京区京北井崎町中 23 番 同町中 23 番
弓削中南部Ⅱ地区 農業集落排水路 3 号	農業用水路等	京都市右京区京北井崎町中 26 番 同町中 26 番
弓削中南部Ⅱ地区 農業集落排水路 4 号	農業用水路等	京都市右京区京北井崎町下 19 番 同町下 19 番
弓削中南部Ⅱ地区 農業集落排水路 5 号	農業用水路等	京都市右京区京北五本松町北 12 番 同町北 12 番

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)